自立支援医療（更生医療）制度のご紹介

自立支援医療（更生医療）とは

身体障がい者手帳をお持ちの方や医療機関で障がいが認められ、これから身体障がい者手帳を申請する方の障がいを軽減、または機能を回復させる手術などへの医療費の助成制度です。

対象となる主な障がい

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由、内部障がい<心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫>

障がいの治療例

視覚障がい・・・白内障⇒水晶体摘出術
肢体不自由・・・関節拘縮⇒人工関節置換術
内部障がい・・・心臓機能障がい⇒弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障がい⇒腎移植、人工透析など
（障がいがある部位の手術、治療に対する助成制度です。お持ちの身体障がい者手帳に関係障がいがない場合は併せて手帳内容の変更申請が必要となりますのでご注意ください。）

利用者負担について

世帯の収入額に応じて所得区分および自己負担上限額が決定され、医療費の請求が上限額を超えた場合は市町村などが負担します。

自己負担 上限月額			
世帯の収入額（※1）に応じた所得区分			重度かつ継続（※3）
一定所得以上	市町村民税235,000円以上	対象外	20,000円
中間所得２	市町村民税33,000円以上235,000円未満	医療保険の高額療養費（※2）	10,000円
中間所得１	市町村民税33,000円未満		5,000円
低所得２	市町村民税非課税かつ本人収入800,001円以上	5,000円	5,000円
低所得１	市町村民税非課税かつ本人収入800,000円以下	2,500円	2,500円
生活保護	生活保護世帯	0円	0円

※1　医療保険の加入単位（受診者と同じ医療保険に加入する方）をもって、同一の「世帯」として取り扱います。
※2　本制度の対象とならないため、各医療保険の高額療養費支給制度をご利用ください。
※3　重度かつ継続とは、1年以内に複数回の高額治療費が発生する場合を指します。
詳細は総合保健福祉施設やまびこ内の保険福祉係（☎83-2408）へお問い合わせください。

今月の手話 ～第17回目～

このコーナーでは毎月、日常で使える簡単な手話をご紹介しています。
今月は総務課（令和２年度採用）の秋山宏次郎です。

「仕事・働く」　**自分や相手の仕事についての説明、質問などに使ってみましょう。**

A

B